

# 平成26年4月から

ご注意ください

# ペースメーカーや人工関節等を

# 入れた方に対する

# 身体障害者手帳の認定基準が変わります

医療技術の進歩により、ペースメーカー等※1や人工関節等※2を入れても大きな支障がなく日常生活を送ることができる方が多くなったことを踏まえ、医学的見地から検討を行い、平成26年4月から身体障害者手帳の認定基準を見直すこととしました。

※1 体内植え込み型除細動器(ICD)を含む ※2 人工骨頭を含む

## ◎ペースメーカー等を入れた方（心臓機能障害）

平成26年3月まで

一律1級に認定

平成26年4月から

1級、3級、4級のいずれかに認定※3

※3 ペースメーカー等への依存度や日常生活活動の制限の程度に応じて認定

## ◎人工関節等を入れた方（肢体不自由）

平成26年3月まで

【股関節・膝関節】  
一律4級に認定

【足関節】  
一律5級に認定

平成26年4月から

【股関節・膝関節】  
4級、5級、7級、非該当のいずれかに認定※4

【足関節】  
5級、6級、7級、非該当のいずれかに認定※4

※4 術後の経過の安定した時点での関節可動域等に応じて認定

**平成26年4月1日以降の申請から新たな認定基準の対象になります。**

**ただし、平成26年3月末までに診断書・意見書が作成された方については、同年6月末までに申請すれば従来の基準で認定されます。**

【問い合わせ先】

名古屋市役所障害企画課

Tel:052-972-2587

Fax:052-951-3999

名古屋市身体障害者更生相談所

Tel:052-835-3821

Fax:052-835-3724

各区役所福祉課または支所区民福祉課